

監督員の監督体制・権限の分担

1 監督体制

監督体制は、下記のとおりとする。

監督名	職 位	備 考
総括監督員	課長又は相当職	総括監督員は、主任監督員を兼ねることができる。
主任監督員	課長補佐又は係長(相当職)	
担当監督員	課長補佐、主幹、係長、副主幹、主査、主任技師又は技師(相当職)	新規採用時に職位が技師のものは、採用後6ヶ月未満は、監督業務に従事できない。

2 監督員の権限の分担

ア 権限分担一覧表

条 項		規則の条文の見出	監 督 業 務		
規則	約款		総括監督員	主任監督員	担当監督員
9	2	関連建設工事の調整	確認	調整、受注者への指示、報告	報告
14、15	6、7	下請負人の通知(様式第10号)	審査、受注者への指示	調査、報告	報告
16	8	特許権等の使用	確認	検討、措置、報告	報告
19	-	建設工事の着手		受注者への指示	報告
20	3	工程表	確認	報告	報告
		工事工程月報		確認、報告	審査、工程管理、報告
		工事進捗		確認、受注者への指示、報告	報告
21	9	監督員	確認、指示	指示、報告	受注者への指示・承諾・協議、報告
22	10	主任技術者、現場代理人等(様式第14号)	確認	確認、報告	審査、報告
24	12	工事関係者に関する措置請求	受注者への措置請求	調査、報告	報告
25	13	工事材料の品質、検査等(様式第16号)		検査・検印	検査・検印
26	14	監督員の立会い、工事記録の整備等		立会、受注者への指示	立会、受注者への指示
27	15	支給材料及び貸与品	確認	審査、確認、措置、報告	報告
29	17	設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査	確認、受注者への請求・通知	確認、報告	確認、報告
30	18	条件変更等	確認、指示	確認・指示、報告	受注者への指示、報告
31	19	設計図書の変更	確認、指示	確認、指示、報告	調査・受注者への指示、報告
32	20	建設工事の中止	確認、指示	調査、報告、指示	調査・受注者への指示、報告
32の2	21	著しく短い工期の禁止	確認、指示	審査、報告	審査、報告
33	22	受注者の請求による工期の延長(様式第17、18号)	確認、指示	審査、報告	審査、報告
34	23	発注者(市長)の請求による工期の短縮等	確認、指示	確認、報告	報告
38	27	臨機の措置	確認、指示	確認、指示、報告	応答、受注者への請求、報告
39	28	一般的損害	審査、指示	審査、報告	調査、報告
40	29	第三者に及ぼした損害	協議、指示	調査、報告	確認、報告

監督員の監督体制・権限の分担

条 項		規則の条文の見出	監 督 業 務		
規則	約款		総括監督員	主任監督員	担当監督員
41	30	不可抗力による損害	協議、指示	審査、受注者への通知、報告	調査確認、報告
44	32	検査及び引渡し(様式第19、20号)	確認、検査依頼	確認、成績評定、報告	調査、確認、成績評定、報告
46	34	部分使用	確認	確認、報告	報告
50	38	部分払	確認、検査依頼	審査、報告	確認、報告
51	39	部分引渡し 規則44条準用	確認、検査依頼	確認、報告	調査、確認、報告
55	43	発注者(市長)の任意解除権(様式第22号)	確認、指示	調査、報告	報告
59	49	受注者の催告による解除権	確認、協議、指示	確認、報告	報告
60	50	受注者の催告によらない解除権	確認、協議、指示	確認、報告	報告
61	52	解除に伴う措置	確認、検査依頼	確認、報告	報告

(注)

- 1 表中「規則」とは、静岡市建設工事執行規則(平成15年静岡市規則第48号)をいう。
- 2 表中「約款」とは、静岡市建設工事請負契約約款をいう。
- 3 表中「報告」とは、上司への報告をいい、「指示」とは部下への指示をいう。
- 4 受注者との連絡・協議等は原則として担当監督員が行う。

イ 分担する権限の内容

第9条 関連建設工事の調整(約款第2条)

監 督 員 の 業 務		
総括監督員	主任監督員	担当監督員
主任監督員から報告を受けたときは、その内容を確認する。	担当監督員から報告を受けたときは、第三者の施工する工事と両方の工程、その他必要な事項を調整し、必要事項を受注者に指示する。また、調整及び指示内容を総括監督員に報告する。	当該工事が第三者の施工する他の工事と関連し工事の進捗に支障を及ぼすと認められるときは、主任監督員に報告する。

第14条 一括下請負等の禁止(約款第6条)

第15条 下請負人の通知(約款第7条)

監 督 員 の 業 務		
総括監督員	主任監督員	担当監督員
主任監督員から報告を受けたときは、その内容を審査し、一括下請等を行っていることが認められるときは、受注者に対して施工体制の見直しを指示をする。	担当監督員から報告を受けたときは、受注者の現場管理体制等を調査し、意見を付して、総括監督員に報告する。	「下請負人通知書」の記載内容や施工状況等により工事の全部又は大部分を一括して委任又は下請に付している疑いがあるときは、主任監督員に報告する。

第16条 特許権等の使用(約款第8条)

監 督 員 の 業 務		
総括監督員	主任監督員	担当監督員
主任監督員から報告を受けたときは、その内容を確認する。	担当監督員から「受注者がある存在を知らなかった」との報告を受けたときは、立証方法を検討し、受注者がある存在を知っていたことを立証できないときは、その使用に要した費用の負担について必要な措置をとるとともに、その旨を総括監督員に報告する。	その施工方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象のある旨の明示がなく、かつ、受注者がある存在を知っていたことを立証できないときは、主任監督員に報告する。

第19条 建設工事の着手(約款なし)

監 督 員 の 業 務		
総括監督員	主任監督員	担当監督員
主任監督員から報告を受けたときは、その内容を確認する。	担当監督員から報告を受けたときは、速やかに工事に着手するよう受注者に指示する。	受注者から期日までに工事に着手しないときは、着手に至らない理由を確認し、主任監督員に報告する。
指示書については所属長(課長)まで決裁をとる。		

第20条 工程表、工事工程月報及び請負代金内訳書(約款第3条)

監 督 員 の 業 務		
総括監督員	主任監督員	担当監督員
主任監督員から報告を受けたときは、その内容を確認する。	担当監督員から工程表について報告を受けたときは、その内容を確認し、総括監督員に報告する。	受注者から工程表が提出されたときは、内容を審査し、主任監督員に報告する。
	主任監督員から工事工程月報の報告を受けたときは、その内容を確認し、総括監督員に報告する。	工事工程月報が提出されたときは、内容を審査し、主任監督員に報告する。
	工程が10%以上遅れている報告を受けたときは、工事進捗を調査し、必要な対策を講じるよう受注者に指示するとともに総括監督員に報告する。	工事工程月報に基づき工程监理を行い、工程が10%以上遅れているときは、理由を付し主任監督員に報告する。
工程表及び工事工程月報の内容確認並びに工事進捗に関する受注者に対する指示については、所属長(課長)までの決裁をとる。		

第21条 監督員(約款第9条)

監 督 員 の 業 務		
総括監督員	主任監督員	担当監督員
主任監督員から報告を受けたときは、その内容を確認し、主任監督員に適宜必要な指示をする。	担当監督員から報告を受けたときは、その内容を確認し、担当監督員に適宜必要な指示をする。ただし、判断がつかない場合は、総括監督員に報告し、その指示を仰ぐ。	監督を行うに当たって必要な技術的基準に従って、適宜受注者に指示、承諾又は協議を行う。ただし、判断のつかない場合は、主任監督員へ報告し、その指示を仰ぐ。
受注者に対する指示、承諾及び協議については、所属長(課長)までの決裁をとる。		

第22条 主任技術者、現場代理人等(約款第10条)

監 督 員 の 業 務		
総括監督員	主任監督員	担当監督員
主任監督員から報告を受けたときは、その内容を確認する。	担当監督員から主任技術者、現場代理人等の通知書の報告を受けたときは、その内容を確認し、総括監督員に報告する。	受注者から主任技術者、現場代理人等の通知書が提出されたときは、内容を審査し、主任監督員に報告する。
主任技術者等通知書の内容確認については、所属長(課長)までの決裁をとる。		

第24条 工事関係者に関する措置請求(約款第12条)

監 督 員 の 業 務		
総括監督員	主任監督員	担当監督員
主任監督員から報告を受けたときは、その内容を確認し、受注者に対し必要な措置をとるよう請求する。	担当監督員から報告を受けたときは、事実関係を調査し、当該工事関係者が著しく不相当であることが客観的に認められる場合には、総括監督員に報告する。	建設工事の施工について、不相当であると認める工事関係者がある場合には、その理由を付して主任監督員に報告する。
受注者に対する措置の請求については、所属長(課長)までの決裁をとる。		

第25条 工事材料の品質、検査等(約款第13条)

監 督 員 の 業 務		
総括監督員	主任監督員	担当監督員
	右記の業務は主任監督員も行うことができる。	監督員の検査を受けて使用すべきものとされた工事材料が現場に搬入された場合には、形状、寸法、数量等の検査を行う。 工事材料検査を行ったときには、受注者に材料検査簿に記入させ、検印する。

第26条 監督員の立会い、工事記録の整備等(約款第14条)

監 督 員 の 業 務		
総括監督員	主任監督員	担当監督員
	右記の業務は主任監督員も行うことができる。	受注者の求めに応じて立会いし、設計図書及び諸基準に基づき工事を施工させる。 立会いが困難な場合は、工事材料、施工状況の写真等の記録を整備するよう受注者に指示し、資料を提出させる。

第27条 支給材料及び貸与品(約款第15条)

監 督 員 の 業 務		
総括監督員	主任監督員	担当監督員
主任監督員から報告を受けたときは、その内容を確認する。	担当監督員から報告を受けたときは、その内容を審査し、総括監督員に報告する。	設計図書で支給されることになっている工事材料又は貸与品について、品名、数量、品質、規格等、受注者立会いの上、検査して引渡すものとする。引渡しが完了したときには、受注者から受領書又は借用書を提出させ、主任監督員に報告する。
	担当監督員から報告を受けたときは、その内容を確認のうえ、必要な措置を講ずるとともに、総括監督員に報告する。	支給材料又は貸与品が返還されたときは、主任監督員に報告する。
支給品及び貸与品の扱いについては、所属長(課長)までの決裁をとる。		

第29条 設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査(約款第17条)

監 督 員 の 業 務		
総括監督員	主任監督員	担当監督員
主任監督員から報告を受けたときは、その内容を確認し、必要に応じて受注者に対し改造の請求をする。	担当監督員から報告を受けたときは、その状況を確認し、総括監督員に報告する。	施工部分が設計図書に適合しないと認められる場合は、主任監督員に報告する。
主任監督員から報告を受けたときは、その内容を確認し、必要に応じて受注者に対し破壊検査の通知をする。	担当監督員から報告を受けたときは、事実確認をし、総括監督員に報告する。	第2項の規定により、違反したことが明らかであると判断されたときには、主任監督員に報告する。 第3項の規定により、設計図書に適合しないと認められるときには、主任監督員に報告する。
主任監督員から報告を受けたときは、その内容を確認する。	担当監督員から報告を受けたときは、その状況を確認し、総括監督員に報告する。	破壊検査の結果を確認する。また、修補が完了したときは、修補状況を確認し、主任監督員に報告する。
改造の請求、破壊検査の通知及び修補完了の確認については、所属長(課長)までの決裁をとる。		

第30条 条件変更等(約款第18条)

監 督 員 の 業 務		
総括監督員	主任監督員	担当監督員
主任監督員から報告を受けたときは、その内容を確認し、主任監督員に適宜必要な指示をする。	担当監督員から報告を受けたときは、その内容を確認し、担当監督員に指示する。ただし、判断がつかない場合は総括監督員に報告し、その指示を仰ぐ。	第1項の規定により確認を請求されたときは、調査を行い、受注者に対し必要な指示をする。ただし、判断のつかない場合は、主任監督員に報告し、その指示を仰ぐ。 設計図書の訂正又は変更(これに伴う工期又は請負代金等の変更を含む。)の必要がある場合には、「設計変更事務取扱要領」に基づき、変更指示書及び変更設計書を作成する。
設計変更指示書及び変更設計書の作成については、所属長(部長又は課長)までの決裁をとる。		

第31条 設計図書の変更(約款第19条)

監 督 員 の 業 務		
総括監督員	主任監督員	担当監督員
主任監督員から報告を受けたときは、その内容を確認し、主任監督員に適宜必要な指示をする。	担当監督員から報告を受けたときは、その内容を確認し、担当監督員に指示する。ただし、判断がつかない場合は、総括監督員に報告し、その指示を仰ぐ。	30条の規定によるもののほか、設計図書の変更(これに伴う工期及び請負代金の変更を含む。)をする必要が生じた場合には、調査を行い、受注者に対し指示をする。ただし、判断のつかない場合は、主任監督員に報告し、その指示を仰ぐ。 調査の結果、設計図書の訂正又は変更(これに伴う工期及び請負代金の変更を含む。)をする必要が生じた場合には、主任監督員に報告するとともに、「設計変更事務取扱要領」に基づき、変更指示書及び変更設計書を作成する。
設計変更指示書及び変更設計書の作成については、所属長(部長又は課長)までの決裁をとる。		

第32条 建設工事の中止(約款第20条)

監 督 員 の 業 務		
総括監督員	主任監督員	担当監督員
主任監督員から報告を受けたときは、その内容を確認し、主任監督員に適宜必要な指示をする。	担当監督員から報告を受けたときは、その内容を確認し、担当監督員に指示する。ただし、判断がつかない場合は、総括監督員に報告し、その指示を仰ぐ。	建設工事の全部又は一部の施工を一時中止する必要があると認められたときは、調査を行い、受注者に対し必要な指示をする。ただし、判断のつかない場合は主任監督員に報告し、その指示を仰ぐ。
		建設工事の全部又は一部の施工を一時中止する必要があると認められたときは、「設計変更事務取扱要領」に基づき、変更指示書及び変更設計指示書を作成する。
<p>施工中止の通知、設計変更指示書及び変更設計書の作成については、所属長(部長又は課長)までの決裁をとる。</p>		

第32条の2 著しく短い工期の禁止(約款第21条)

監 督 員 の 業 務		
総括監督員	主任監督員	担当監督員
主任監督員から報告を受けたときは、その内容を確認し、従事者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されていると判断できるときは、協議書の取交しの指示をする。	担当監督員から報告を受けたときは、その内容を審査し、総括監督員に報告する。	工期の延長又は短縮を行うときは、従事者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されているかを審査し、意見を付して、主任監督員に報告する。
		工期の設定が適当と認められるときは、工期変更の協議書を作成する。
<p>工期の変更手続きについては、所属長(部長又は課長)までの決裁をとる。</p>		

第33条 受注者の請求による工期の延長(約款第22条)

監 督 員 の 業 務		
総括監督員	主任監督員	担当監督員
主任監督員から報告を受けたときは、その内容を確認し、受注者の請求が妥当なときは、協議書の取交しの指示をする。	担当監督員から報告を受けたときは、その内容とともに、担当する管轄内で当該受注者が複数受注している場合は、それらの工事の進捗状況も併せ審査し、総括監督員に報告する。	受注者から工期の延長請求があった場合は、速やかに延長理由及び変更工程表の内容を審査し、意見を付して、主任監督員に報告する。
		工期延長請求書の内容が適当と認められるときは、工期変更の協議書を作成する。
<p>工期の変更手続きについては、所属長(部長又は課長)までの決裁をとる。</p>		

第34条 発注者(市長)の請求による工期の短縮等(約款第23条)

監 督 員 の 業 務		
総括監督員	主任監督員	担当監督員
主任監督員から報告を受けたときは、その内容を確認し、協議書取交しの指示をする。	担当監督員から報告を受けたときは、その内容を確認し、総括監督員に報告する。	施設の供用開始等、当初予定した時期を繰り上げて行う必要がある場合には、短縮する日数及び短縮するために必要とする増加費用を算出するとともに、主任監督員に報告する。
		工期を延長すべき場合における特別な理由があるときは、受注者に対して工期の延長を請求するため、工期変更の協議書を作成する。
<p>工期の変更手続きについては、所属長(部長又は課長)までの決裁をとる。</p>		

第38条 臨機の措置(約款第27条)

監 督 員 の 業 務		
総括監督員	主任監督員	担当監督員
主任監督員から報告を受けたときは、その内容を確認し、主任監督員に適宜必要な指示をする。	担当監督員から報告を受けたときは、その内容を確認し、担当監督員に指示する。ただし、判断のつかない場合は総括監督員に報告し、その指示を仰ぐ。	受注者より臨機の措置をとるに当たって、意見を求められたときには、これに応答する。ただし、判断のつかない場合は、主任監督員に報告し、その指示を仰ぐ。
		臨機の措置をとる必要がある場合において、受注者がそれに気づかないとき、又は受注者の判断に誤りがあって措置をとらない場合には、ただちに措置をとるように受注者に請求する。ただし、判断のつかない場合は、主任監督員に報告し、その指示を仰ぐ。
主任監督員から報告を受けたときは、その内容を確認する。	担当監督員から報告を受けたときは、事実確認をし、総括監督員に報告する。	受注者の緊急にとった臨機の措置について現地を確認の上、主任監督員に報告する。

第39条 一般的損害(約款第28条)

監 督 員 の 業 務		
総括監督員	主任監督員	担当監督員
主任監督員から報告を受けたときは、損害額及びその責任について審査し、必要な手続きについて指示する。	担当監督員から報告を受けたときは、その損害を与えた原因が発注者の責めによるものか、受注者の責めによるものか審査し、総括監督員に報告する。	工事目的物の引渡し前に、監督員の指示に基づいて施工したため損害が生じた場合、又は設計図書に誤りがあってそのため工事目的物について損害を生じたと認められる場合には、損害額を算定するとともに、主任監督員に報告する。

第40条 第三者に及ぼした損害(約款第29条)

監 督 員 の 業 務		
総括監督員	主任監督員	担当監督員
主任監督員から報告を受けたときは、関係部署と協議し、対応を指示する。	担当監督員から報告を受けたときは、損害を与えた原因が通常避けることができないものによるものか調査するとともに、総括監督員に報告し、その指示を仰ぐ。	工事の施工に伴って第三者に、騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等により損害を及ぼしたことを確認したときは、主任監督員に報告する。

第41条 不可抗力による損害(約款第30条)

監 督 員 の 業 務		
総括監督員	主任監督員	担当監督員
主任監督員から報告を受けたときは、その内容を確認する。	担当監督員から報告を受けたときは、次に掲げる事項について状況を確認し、その結果を受注者に通知するとともに、総括監督員に報告する。 ① 天災その他不可抗力の災害であるか。 ② 受注者が善良な管理者としての注意義務を怠った事に基づくものではないか。 ③ 火災保険その他の保険等によりてん補されるものがないか。	受注者から天災その他不可抗力により損害を生じた旨の通知を受けたときは、必要書類(被災写真、出来形写真、工事記録簿、材料検査簿、出来形管理図等)を提出させ、出来高、手戻り等を調査、確認するとともに、主任監督員に報告する。
主任監督員から報告を受けたときは、その内容を確認し、必要と認められたときは、損害による費用の負担の手續について指示する。	担当監督員から報告を受けたときは、その内容を審査し、総括監督員に報告する。	受注者から損害による費用負担の請求があった場合は、その費用負担の額を算出し、主任監督員に報告する。

第44条 検査及び引き渡し(約款第32条)

監 督 員 の 業 務		
総括監督員	主任監督員	担当監督員
主任監督員から報告を受けたときは、その内容を確認し、工事検査員に工事完了検査を依頼する。	担当監督員から報告を受けたときは、その内容を確認し、総括監督員に報告する。	受注者から完成届出書が提出されたときは、速やかに次に掲げる要領により調査を行い、工事の完成を確認し、主任監督員に報告する。 ① 出来形管理、品質管理、写真管理等の関係書類について現場代理人に説明させ、その内容を確認する。 ② 現場において現場代理人立会の上、出来形を設計書に基づいて確認する。
	担当監督員から報告を受けたときは、その内容を確認するとともに「静岡市請負工事成績評定要領」に基づき評定を行い、総括監督員に報告する。	調査、確認の結果、設計図書に基づき工事が完了したことを認められたときは、「静岡市請負工事成績評定要領」に基づき評定を行い、建設工事検査依頼書に必要な書類を添えて、主任監督員へ報告する。
建設工事検査依頼の手續については、所属長(課長)までの決裁をとる。		

第46条 部分使用(約款第34条)

監 督 員 の 業 務		
総括監督員	主任監督員	担当監督員
主任監督員から報告を受けたときは、その内容を確認し、受注者に対し「部分使用承諾要求書」により承諾を得る。	担当監督員から報告を受けたときは、その内容を確認し、総括監督員に報告する。	工事目的物の部分使用をする必要があると認められたときは、主任監督員に報告する。
部分使用承諾の手續については、所属長(課長)までの決裁をとる。		

第50条 部分払(約款第38条)

監 督 員 の 業 務		
総括監督員	主任監督員	担当監督員
主任監督員から報告を受けたときは、その内容を確認するとともに、工事検査員に出来形部分検査を依頼する。	担当監督員から報告を受けたときは、その内容を審査し、総括監督員に報告する。	部分払いの請求があった場合は、当該請求に係る工事の出来形部分又は工事現場に搬入済の工事材料等を確認するとともに、「静岡市における債務負担行為等に係る建設工事の前金払等の取扱要領」及び「債務負担行為等に係る建設工事における前払金及び部分払の取扱いについて(平成15年4月1日付け財管第8号財務部長通知)」に基づき出来形部分払計算書を作成し、主任監督員に報告する。
出来形部分検査依頼の手続きについては、所属長(課長)までの決裁をとる。		

第51条 部分引渡し(約款第39条)

監 督 員 の 業 務		
総括監督員	主任監督員	担当監督員
主任監督員から報告を受けたときは、その内容を確認し、工事検査員に既済部分検査を依頼する。	担当監督員から報告を受けたときは、その内容を確認し、総括監督員に報告する。	設計図書において指定した部分がある場合において、当該指定部分が完成したときは、部分引渡しに係る請負代金の額を算出し、主任監督員に報告する。 調査、確認の結果、設計図書に基づき指定部分が完了したと認められたときは、既済部分検査依頼書に必要な書類を添えて主任監督員に報告する。
既済部分検査依頼の手続きについては、所属長(課長)までの決裁をとる。		

第55条 発注者(市長)の任意解除権(約款第43条)

監 督 員 の 業 務		
総括監督員	主任監督員	担当監督員
主任監督員から報告を受けたときは、その内容を確認し、契約を解除すべきと認められたときは、契約解除の手続を指示する。	担当監督員から報告を受けたときは、受注者より事情を聴取する等の調査を行い、契約を解除すべきと認められたときは、総括監督員に報告する。	契約を解除すべき事由が発生したと認められたときは、主任監督員に報告する。

第59条 受注者の催告による解除権(約款第49条)

監 督 員 の 業 務		
総括監督員	主任監督員	担当監督員
主任監督員から報告を受けたときは、その内容を確認し、関係部署と協議のうえ、必要な措置について指示する。	担当監督員から報告を受けたときは、その内容を確認し、意見を付して、総括監督員に報告する。	受注者から契約解除の申し出を受けたときは、直ちに主任監督員に報告する。

第60条 受注者の催告によらない解除権(約款第50条)

監 督 員 の 業 務		
総括監督員	主任監督員	担当監督員
主任監督員から報告を受けたときは、その内容を確認し、関係部署と協議のうえ、必要な措置について指示する。	担当監督員から報告を受けたときは、その内容を確認し、意見を付して、総括監督員に報告する。	受注者から契約解除の申し出を受けたときは、直ちに主任監督員に報告する。

第61条 解除に伴う措置(約款第52条)

監 督 員 の 業 務		
総括監督員	主任監督員	担当監督員
主任監督員から報告を受けたときは、その内容を確認し、工事検査員に既済部分検査を依頼する。	担当監督員から報告を受けたときは、その内容を確認し、総括監督員に報告する。	解除の方針が決定した場合において、引渡しを受けるべき既済部分があるときは、出来形部分を調査し、当該出来形部分に相応する請負代金を算出し、主任監督員に報告する。
		調査、確認の結果、設計図書に基づき既成部分が完了したと認められたときは、既済部分検査依頼書に必要な書類を添えて主任監督員に報告する。
既済部分検査依頼の手続きについては、所属長(課長)までの決裁をとる。		

別表1 監督規程に基づく監督業務分担

条 項		規則の条文の見出	監 督 業 務		
規則	約款		総括監督員	主任監督員	担当監督員
9	2	関連建設工事の調整	確認	調整、受注者への指示、報告	報告
14、15	6、7	下請負人の通知(様式第10号)	審査、受注者への指示	調査、報告	報告
16	8	特許権等の使用	確認	検討、措置、報告	報告
19	-	建設工事の着手		受注者への指示	報告
20	3	工程表		報告	報告
		工事工程月報	確認	確認、報告	審査、工程管理、報告
		工事進捗		確認、受注者への指示、報告	報告
21	9	監督員	確認、指示	指示、報告	受注者への指示・承諾・協議、報告
22	10	主任技術者、現場代理人等(様式第14号)	確認	確認、報告	審査、報告
24	12	工事関係者に関する措置請求	受注者への措置請求	調査、報告	報告
25	13	工事材料の品質、検査等(様式第16号)		検査・検印	検査・検印
26	14	監督員の立会い、工事記録の整備等		立会、受注者への指示	立会、受注者への指示
27	15	支給材料及び貸与品	確認	審査、確認、措置、報告	報告
29	17	設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査	確認、受注者への請求・通知	確認、報告	確認、報告
30	18	条件変更等	確認、指示	確認・指示、報告	受注者への指示、報告
31	19	設計図書の変更	確認、指示	確認、指示、報告	調査・受注者への指示、報告
32	20	建設工事の中止	確認、指示	調査、報告、指示	調査・受注者への指示、報告
32の2	21	著しく短い工期の禁止	確認、指示	審査、報告	審査、報告
33	22	受注者の請求による工期の延長(様式第17、18号)	確認、指示	審査、報告	審査、報告
34	23	発注者(市長)の請求による工期の短縮等	確認、指示	確認、報告	報告
38	27	臨機の措置	確認、指示	確認、指示、報告	確認、受注者への請求、報告
39	28	一般的損害	審査、指示	審査、報告	調査、報告
40	29	第三者に及ぼした損害等	協議、指示	調査、報告	確認、報告
41	30	不可抗力による損害	協議、指示	審査、受注者への通知、報告	調査確認、報告
44	32	検査及び引渡し(様式第19、20号)	確認、検査依頼	確認、成績評定、報告	調査、確認、成績評定、報告
46	34	部分使用	確認	確認、報告	報告
50	38	部分払	確認、検査依頼	審査、報告	確認、報告
51	39	部分引渡し 規則44条準用	確認、検査依頼	確認、報告	調査、確認、報告
55	43	発注者(市長)の任意解除権(様式第22号)	確認、指示	調査、報告	報告
59	49	受注者の催告による解除権	確認、協議、指示	確認、報告	報告
60	50	受注者の催告によらない解除権	確認、協議、指示	確認、報告	報告
61	52	解除に伴う措置	確認、検査依頼	確認、報告	報告

(注) 1 表中「規則」とは、静岡市建設工事執行規則(平成15年静岡市規則第48号)をいう。

2 表中「約款」とは、静岡市建設工事請負契約約款をいう。

3 表中「報告」とは、上司への報告をいい、「指示」とは部下への指示をいう。

4 受注者との連絡・協議等は原則として担当監督員が行う。